

全子連安全共済会 岡崎市市民活動総合補償保険 事務手続きについて

-平成 26 年度 簡略版-



- ◎ この冊子は、安全共済会・岡崎市市民活動総合補償保険に係る手続きについて簡略にまとめたものです。
- ◎ 様式等は岡子連、もしくは市役所こども育成課の WEB ページに掲載されています。
岡子連 WEB ページ (http://www.okakoren.net/download_anzen.html)
市役所こども育成課 (<http://www.city.okazaki.aichi.jp/menu12036.html>)

担 当 岡崎市子ども会育成者連絡協議会事務局
(岡崎市役所こども育成課)

連絡先 TEL : 0564-23-6221
FAX : 0564-23-7292
E-mail : kodomokai@city.okazaki.aichi.jp

1. 安全共済会の加入手続き

1-1 申込書類【4月1日付け加入】

名 称	様式番号	説 明 ・ 注 意 点
①加入申込書	様式 2-2-1	・加入者の名簿。 ・未就学児は年少児から加入可能。 （ただし、未就学児は保護者も加入が必要） ・学生は学年、未就学児は「年長・年中・年少」を記載すれば、年齢は省略。 ・19 歳以上は必ず年齢を記載
②加入申込書	様式 2-2-2	31 人目からの名簿はこちらを使用。
③年間行事計画書	様式 2-3	・記載のない行事は保険対象外。 ・行事日も必ず記載する。 <u>※計画を変更する場合は、該当の行事の前に、ブロック理事へ再提出</u>
④スポーツカレンダー		実施日に黒で○をつける。 種目ごとに作成する。
⑤安全共済会加入者 うちわけ名簿	岡崎様式 第 2 号	<u>学区代表幹事</u> が学区で1枚作成

※ 提出前に必ずコピーを取り、保管しておいてください。

1-2 会費

会員1人あたり 年額 120 円

※ 10 月 1 日付け以降の加入者は年額 110 円

1-3 申込方法

申込書類に会費を添えて、学区代表幹事経由でブロック理事へ

1-4 年度途中の追加加入方法

「①加入申込書」に会費を添えて、学区代表幹事経由でブロック理事へ

※ ブロック理事が書類を受け取った日に応じて、加入日が決まります。

【参考】岡崎市市民活動総合補償保険は申込手続き不要です。

2. 事故が起きてしまったら

子ども会活動中に会員がけがをしてしまった場合、以下のとおり共済金請求手続きをすすめていきます。

2-1 事故が起こればすぐに【単子会長が作成】

◎提出書類

保険種類	名 称	説 明 ・ 注 意 点
安全共済会	① 第一報報告書(様式3)	
	② 加入申込書(写し) ※申込時に作成したもの	・該当者が載っているページのみで可 ・該当者に赤で○をつける
	③ 年間行事計画書(写し) ※申込時に作成したもの	・該当行事が記載されているか確認する
	④ スポーツカレンダー (写し) ※申込時に作成したもの	・ソフト、フット等の練習の場合に提出 ・該当日に赤で○をつける
市民活動総合補償保険	⑤ 【傷害】事故報告書	

◎提出先

単位子ども会会長が作成し、以下のいずれかの方法で岡崎市役所こども育成課まで提出してください。

- ・持参 岡崎市役所東庁舎1階 12 番窓口
- ・郵送 〒444-8601 岡崎市十王町2-9 岡崎市役所こども部こども育成課
- ・E メール kodomokai@city.okazaki.aichi.jp
※開封確認を設定するなど、こちらへ届いたことを確認してください。
- ・FAX 0564-23-7292

◎提出期限

事故発生日から 30 日以内

2-2 事務局より請求に必要な書類を送付します

・事故報告書等が事務局で確認でき次第、けがをされた方に共済金請求に必要な書類をお送りします。

・単子会長は、以下の2点をケガをされた方に必ず伝えてください。

- ① 後日、事務局から請求の書類が直接送付されます。
- ② 病院の領収書を必ず保管しておいてください。保険金請求に必要です。

2-3 治癒したら【けがをされた方が作成】

◎提出書類

保険種類	名 称	説 明 ・ 注 意 点
安全共済会	① 共済金請求書 (様式 4-1-1)	
	② 個人情報の取り扱いについての同意書 (様式5)	受診した医療機関ごとに作成 (2つ病院にかかったら2枚)
	③ 保険医療領収書 (写し)	医療点数がわかる物
	医療報告書 (様式 4-1-1-2)	保険医療領収書を紛失した場合 【医療機関に作成依頼】
	柔道整復施術報告書 (様式 4-1-1-3)	接骨院に通院し、保険医療点数領収書を紛失した場合。 【医療機関に作成依頼】
市民活動総合補償保険	④ 保険金請求書	
※ 医療報告書の文書料は平成 25 年度より補償されなくなりました。		
※ 修正液等の使用は認められません。請求者の印鑑で訂正してください。		

◎提出先

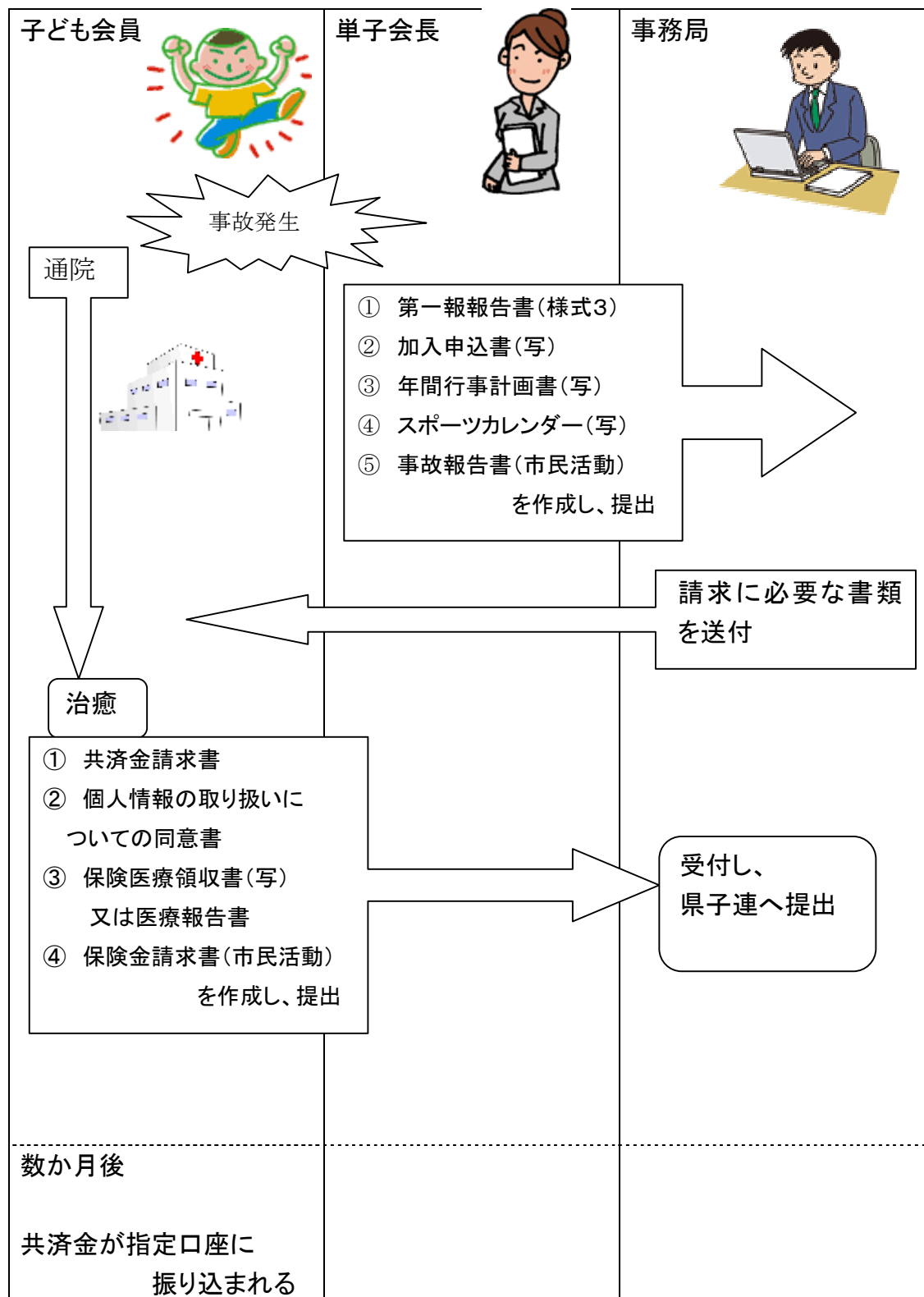
請求者(けがをされた方。子どもの場合は保護者)が岡崎市役所こども育成課(東庁舎1階⑫番窓口)までご持参ください。

◎提出期限

治癒した日から60日以内

※ 共済金の対象となるのは、事故発生日から180日間です。180日が経過しましたら、通院中であっても請求手続きを進めてください。

事故発生から請求までの流れ



3. 会員が引っ越したとき

安全共済会に加入している者が転出したり、転入されてきた場合、**単位子ども会会長**は、次のとおり手続きをおこなってください。

3-1 加入者が転出する場合

1	所属変更届(様式9)の「所属変更加入者名」、「旧所属団体」を記入する。 ※所属変更加入者の「子ども会 No」は「加入申込書(様式 2-2-1)」右肩に記入する番号を、「会員 No」は加入申込書の〈加入者名簿〉に記載の No をそれぞれ記入してください。
2	転出される方に所属変更届を渡し、転出先の子ども会会長へ提出するよう伝える。

3-2 加入者が転入してきた場合

◎ 転入者が所属変更届をもってきた場合

1	所属変更届(様式9)の「単位子ども会名 等」、「転入予定日」を記入する。
2	所属変更届を岡崎市役所こども育成課(東庁舎1階⑫番窓口)まで提出する。 ※郵送、FAX での提出可

◎ 転入者が所属変更届をもってこなかった場合

- ・県内での転居の場合→所属変更届を記入し、岡崎市役所こども育成課まで提出する
※ 子ども会 No、会員 No 欄は空欄で結構です。
- ・県外からの転入の場合→岡崎市役所こども育成課(23-6221)までご相談ください。

3-3 所属変更の場合の会費

変更前の子ども会で安全共済会の会費を払っている場合は、変更後の子ども会で改めて会費を支払う必要はありません。

4. 賠償責任保険について

子ども会活動中の事故により、会員や第三者の財物に損害を与えたり、死傷したりしたことにより子ども会役員等が法律上の賠償責任を負った場合に、その損害に対し支払われる保険です。

例) ソフト練習中にガラスを割ってしまった

ソフト練習中に打ったボールが通りかかった人に当たり、けがをさせてしまった など

4-1 事故がおきたらすること

1	損害状況がわかるよう、現場の写真を撮影しておく。
2	対物の場合は、修理費用の見積もりをとるなど、被害金額を明確にしておく。
3	学区代表幹事、ブロック理事へ事故状況を伝える。
4	「子ども会賠償責任保険事故第一報(様式11)」を作成する。 → 岡崎市役所こども育成課に提出する。

⇒ その後、保険会社の求める書類を順次提出していただくこととなります。

4-2 自己負担額について

この保険は自己負担額が 1000 円と決まっています。1,000 円以下は申請できません。

4-3 他の保険との兼ね合いについて

市民活動総合補償保険にも賠償責任保険のメニューがありますが、両方に申請した場合、支払われるべき保険金の額を2つの保険会社で分担することになります。

市民活動総合補償保険の免責額が1万円であることから、結果的に受け取る保険金の総額は少なくなってしまう。

別に個人賠償責任保険等を利用する場合を除き、子ども会活動中での事故では、安全共済会のみ請求手続きを進めるのが有利です。

5. 保険の内容について

5-1 安全共済会

◎見舞金

1	医療共済金	健康保険等を適用した医療費総額の30% (支払限度額 50 万円)
2	死亡共済金	600万円
3	後遺障害共済金	後遺障害の程度に応じて 7万円～600万円
医療共済金が支払われない場合 ・ 平常の生活に支障がない程度に治ったとき以降の期間の医療費 ・ 事故の発生日からその日を含めて 180 日経過後の医療費 ・ 医療共済金が 1,000 円以下の場合		

◎賠償責任保険 支払限度額

身体賠償	1名につき	1億円	免責金額 1,000円
	1事故につき	5億円	
財物賠償	1事故につき	200万円	

5-2 岡崎市市民活動総合補償保険

◎傷害保険

1	通院保険金	通院日額 2,000円 (事故日から180日以内に90日を限度)
2	入院保険金	入院日額 3,000円 (事故日から180日以内)
3	死亡共済金	200万円 (事故日から180日以内)
4	後遺障害共済金	後遺障害の程度に応じて 6万円～200万円
祭礼中の事故など、保険の対象とならないものもあります。 詳しくは、市役所こども育成課(TEL 23-6221)までお問い合わせください。		